

神奈川区多文化共生ラウンジ
開設準備・管理運営委託

募集要項

令和5年7月
神奈川区役所

目次

1	はじめに	P 1
2	委託概要	P 1
	(1) 実施場所(予定)	P 1
	(2) 委託期間	P 1
	(3) 実施内容	P 1
	(4) 開館時間	P 1
	(5) 休館日	P 2
3	提案資格	P 2
4	選定方法	P 3
	(1) 選定	P 3
	(2) スケジュール	P 3
5	選定手続	P 4
	(1) 参加意向申出書の提出	P 4
	(2) 参加資格確認結果通知書、プロポーザル関係書類提出要請書の通知	P 4
	(3) 実施予定地見学会	P 4
	(4) 質問及び回答	P 5
	(5) 提案書の提出	P 5
	(6) プロポーザルに係る審議	P 6
	(7) 評価委員会によるヒアリング	P 6
	(8) 審査	P 7
	(9) 評価結果通知	P 7
	(10) 評価結果の公表	P 7
	(11) プロポーザルの取扱い	P 7
	(12) プロポーザル手続における注意事項	P 8
6	選定後の流れについて	P 8
	(1) 見積書の提出	P 8
	(2) 契約の締結	P 8
	(3) 開設準備	P 9
	(4) 経費について	P 9
7	別添資料	P10
8	問合せ先	P10

1 はじめに

神奈川県では「日本人と外国人が相互理解を深め、共感を持って協働で創造的な活動に取り組む環境」や「多文化共生の推進」を実現するため、令和6年3月に神奈川県における国際交流ラウンジ「神奈川県多文化共生ラウンジ (Kanagawa Ward International Lounge) (以下、ラウンジという)」の開設を予定しています。開設に伴い、ラウンジの運営を担う事業者を募集します。

本委託業務については、令和5年度中の開設準備及び開設後の運営が主たる業務となりますが、事業者の選定にあたっては、令和6年度以降の年間を通じた運営に関して、外国人支援に対するノウハウ等を有する法人の創意工夫ある提案を募集し、審査します。

2 委託業務概要（詳細は仕様書（別添）を参照してください）

(1) 実施場所（予定）

グレース竹和式番館2階202号
横浜市神奈川区西神奈川1-9-3
面積：約160㎡

(2) 委託期間

令和6年1月1日（月）から令和6年3月31日（日）まで

(3) 実施内容

ア 開設準備に関すること

令和6年3月5日（火）の開設日までに、施設運営に必要な準備（各種保守契約の締結、物品等の購入、広報、人材の確保及び育成等）を行います。

イ オープニングイベントに関すること

令和6年3月5日（火）のオープニングイベントを実施します。詳細については、契約後委託者より指示します。

ウ 開設日以降の運営に関すること

「横浜市国際交流ラウンジの設置及び運営に関する指針」に明記されている下記機能を実施します。

(ア) 外国人市民に対する情報提供・相談機能

(イ) 情報の収集整理機能

(ウ) 人材育成機能

このほか、令和6年度から実施予定の提案内容にかかる準備を進めます。

(4) 開館時間

原則 午前9時30分から午後5時30分まで

週2日 午前9時30分から午後8時00分まで（曜日は固定とし事前に委託者と協議の上、決定します。）

その他 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日については、次項で規定するラウンジの休館日にあたらぬ場合に限り、午前9時30分から

午後5時30分までとする。

※開館時間の前後30分を準備・片付けの時間とします。

なお、区長が判断した場合はこの限りではありません。

(5) 休館日

- ア 週1日（曜日は固定とし事前に委託者と協議の上、決定します。）
- イ 年末年始（12月29日から1月3日まで）
- ウ その他休館が必要と区長が判断した場合

3 提案資格

次の項目をすべて満たす法人とします。なお、参加意向申出書の提出を受け、提案資格を確認します。

- (1) 多文化共生の推進を行う意思のある法人
- (2) 地域で活動している団体・NPO法人や学校等の関係機関等と連携・協力を行う意思のある法人
- (3) 契約期間中、安全かつ円滑にラウンジを管理運営できる法人
- (4) 主たる事務所が横浜市内にある法人
- (5) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において、登録種目に「320 各種調査企画」・細目に「コンサルティング」・順位に「1位」又は登録種目に「350 その他の委託等」・順位に「1位」が登録されていること又は委託契約を締結するまでの間に登録されていることが見込まれている法人

【参考】一般競争入札有資格者名簿とは、横浜市が委託等の契約を締結する上で、一定の審査を行い有資格者として認められた者を登載した名簿です。名簿に登載されるには、入札参加資格審査申請を行う必要があります。入札参加資格審査を申請予定で、契約締結までに名簿に登載される見込みである場合には、本事業の申請を受け付けます。詳しくは、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」を参照ください。

URL<<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/index.html>>

※プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までに、横浜市指名停止等措置要綱第2条第1項、第3条又は第4条に該当した場合には、受託候補者として特定されません。そのような場合には、選考が終了し契約の相手方として決定されている場合であっても契約締結は行わず、次順位の者と手続を行います。なお、受託候補者として特定されている者が、契約締結を行わない又はその者との契約交渉が成立しないなど、契約締結に至らない場合にも、次順位の者と契約交渉を行うことがあります。

(6) 活動の内容が次のいずれにも該当しない法人

- ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い及び信者に教化育成することを目的とする活動
- イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し又はこれに反対すること目的とする活動
- ウ 特定の公職の候補者、公職にある者又は政党を推薦し、支持し又はこれらに反対することを目的とする活動

エ 公益を害するおそれのある活動

(7) 欠格事項

次に該当する法人は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 申請書類提出時点において、横浜市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者

ウ 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

エ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中である者

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）である者

カ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている者（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

キ 代表者又は役員が次のいずれかに該当する法人

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者

(8) 法令の遵守

ラウンジの管理運営にあたっては、国の法令並びに神奈川県及び横浜市の条例・規則等を遵守することとします。

(9) 参加意向等の辞退

正当な理由がある場合に限り、参加意向申出書又は提案書を提出した後に辞退することを認めます。その際には、辞退届（別添）を提出してください。

4 選定方法

(1) 選定

ラウンジ管理運営事業者の選定については、区は評価委員会を設置し、評価委員会が評価基準（別添）に基づいて提案内容の評価をします。また、応募者が1者のみの場合であっても、評価委員会による評価を実施します。区長は、評価委員会の評価の結果を踏まえて、事業者を選定します。

(2) スケジュール（予定）

ア 公募開始：令和5年7月3日（月）

イ 参加意向申出書受付期限：令和5年7月24日（月）

ウ 参加資格確認結果通知書発送：令和5年7月26日（水）

エ 関係書類提出要請書発送：令和5年7月26日（水）

オ 質問書受付期間：令和5年7月28日（金）～8月10日（木）

カ 実施予定地見学会：令和5年8月4日（金）

- キ 質問書に対する回答期限：令和5年8月18日（金）
- ク 提案書受付期間：令和5年8月21日（月）～9月1日（金）
- ケ 評価委員会によるヒアリング：令和5年9月上旬
- コ 神奈川区入札参加資格審査・指名業者選定委員会の開催：令和5年9月中旬
- サ 結果通知書発送：令和5年9月下旬

5 選定手続

(1) 参加意向申出書の提出

参加を希望する法人の資格を確認するため、次の書類の提出をお願いします。

ア 提出書類（各1部）

- (イ) 参加意向申出書（別添）
- (ロ) 法人登記簿謄本の写し
- (ハ) 法人の活動状況がわかる資料（様式自由）
- (ニ) 欠格事項に該当しないことの宣誓書（別添）
- (ホ) 一般競争入札有資格者名簿への登載見込みについて（別添。参加意向申出書提出時点で一般競争入札有資格者名簿へ登載がされていない場合のみ）
- (ヘ) 実施予定地見学会の時間帯について（別添）

イ 受付期間及び時間

令和5年7月3日（月）から7月24日（月）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

午前9時から正午まで及び午後1時から5時までの間に受け付けます。

ウ 提出場所及び提出方法

神奈川区役所本館5階 地域振興課（窓口番号506番）

書類は直接持参してください（郵送等による提出は受け付けません。）。

(2) 参加資格確認結果通知書、プロポーザル関係書類提出要請書の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を令和5年7月26日（水）までに書面により通知します。なお、提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案資格が認められなかった理由の説明を求めることができ、その場合は、本市が結果通知を発送した日の翌日起算で5営業日後の午後5時までに、神奈川区役所地域振興課宛て書面を提出しなければなりません。本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で5営業日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

(3) 実施予定地見学会

見学会を次のとおり開催します。応募される法人は必ずご参加ください。

ア 開催日：令和5年8月4日（金）

イ 場所：横浜市神奈川区西神奈川1-9-3 グレース竹和式番館2階202号

ウ 参加人数：各法人3人以内とします。

(4) 質問及び回答

この要項に関する質問及び回答は、次により行います。

ア 質問を行うことができる者

参加資格確認結果通知により参加資格を有することを認めた者としてします。

イ 質問の方法

質問の受付期間までに、電子メール又はファクシミリにより受け付けます（着信確認を行ってください。）。来庁及び電話による問合せには一切応じられません。質問票（別添）に、質問の要旨を簡潔にまとめて送付してください。なお、質問がない場合は質問票の提出は不要です。

ウ 質問票送付先

神奈川区役所地域振興課青少年・スポーツ等担当

電子メールアドレス <kg-chishin@city.yokohama.jp>

ファックス番号 <045-323-2502>

エ 回答

令和5年8月18日（金）までに、神奈川区ホームページに質問内容及び回答を掲載します（質問者の法人名や個人に係る情報は公表しません。）。質問への回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとしてします。

(5) 提案書の提出

区からプロポーザル関係書類提出要請書を受けた法人は、本事業について提案する書類の提出をお願いします。

ア 提案書類

- (ア) 提案書（様式1）
- (イ) 提案者の連絡先（様式2）
- (ウ) 事業計画書（様式3～様式14）
- (エ) 提案書の開示に係る意向申出書（様式15）
- (オ) 定款又はそれに準ずるもの
- (カ) 法人の今年度の事業計画書及び収支予算書
- (キ) 法人の前年度の事業報告書及び収支決算書（前年度の活動がない場合は省略可）

イ 提出部数

8部（正本1部 複写用7部）

ウ 提案書類受付期間及び時間

令和5年8月21日（月）から9月1日（金）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

午前9時から正午まで及び午後1時から5時までの間に受け付けます。

※書類の確認にお時間をいただくことがあります。また、状況等によりお待ちいただくことがありますので、事前にご連絡の上、お越しくください。

エ 提出場所及び提出方法

神奈川県役所 5階 地域振興課（窓口番号 506 番）

書類は直接持参してください（郵送等による提出は受け付けません。）。

オ 追加書類の提出

提出書類の他に、区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

カ 提出の著作権の帰属

提出書類の著作権は提案者に帰属します。ただし、本市は必要な場合に提出書類の内容を無償で使用できるものとします。なお、提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。

キ その他留意事項

- (ア) 提案にかかる費用はすべて提案者の負担とします。
- (イ) 受付期間後は提出された書類の内容を変更することはできません。
- (ウ) 提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (エ) 提出書類において使用する言語は日本語とします。
- (オ) 事業計画書（様式 3～様式 14）については、文字数等記載方法に指定はありませんが、各 1 ページ以内に収めてください。
- (カ) 文字は注記等を除き、原則として 10 ポイント程度以上の大きさとしします。
- (キ) 所定の書式以外は受け付けません。

(6) プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	神奈川県第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会	神奈川県多文化共生ラウンジ開設準備・管理運営委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関する事	プロポーザルの評価に関する事
委員	神奈川県副区長 神奈川県総務課長 神奈川県税務課長 神奈川県福祉保健課長 神奈川県生活支援課長 神奈川県保険年金課長	神奈川県総務課長 神奈川県区政推進課長 神奈川県税務課担当課長 神奈川県福祉保健課長 神奈川県こども家庭支援課長 国際局政策総務課多文化共生担当課長

(7) 評価委員会によるヒアリング

市職員により構成される評価委員会によるヒアリングを次のとおり予定しています。

ア ヒアリング概要

- (ア) 実施日：令和 5 年 9 月上旬
- (イ) 実施場所：未定（神奈川県役所内を予定）
- (ウ) 出席者：本提案に係る責任者を含む 3 名以内としてください。

(エ) その他：実施日及び実施場所等の詳細については、別途お知らせします。

イ その他留意事項

提案者が、運営事業者の特定に関して評価委員会のメンバーと接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

(8) 審査

ア 評価基準

提案書評価基準（別添）のとおりです。なお、全評価委員の評価点の総合計が50%に満たなかった場合は、失格となります。

イ 評価点と同点となった場合の措置

評価点の合計が同点となる提案者が2者以上あるときは、評価委員会の合議により順位を決定します。

ウ 審査に関するその他留意事項

(ア) 評価委員会が必要と認める場合は、提案者が運営する事業の実地調査を行うことがあります。

(イ) 提案書類の提出以降、契約の締結までの間に、横浜市指名停止等措置要綱に基づく停止措置を受けている又は新たに受けた場合には、本件の選考又は契約手続への参加資格を失うものとします。既に選定が終了し、契約の相手方として決定されている場合であっても、契約締結は行わず、次点者と契約交渉を行います。

なお、契約の相手方として決定されている者が、契約締結を行わない又はその者との契約交渉が成立しないなど、契約締結に至らない場合にも、次点者と契約交渉を行うことがあります。

(9) 評価結果通知

評価結果は、提案者全員に書面により通知します。通知の時期は、令和5年9月下旬を予定しています。なお、特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができ、その場合、本市が結果通知を発送した日の翌日起算で5営業日後の午後5時までに、神奈川区地域振興課宛て提出しなければなりません。本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で5営業日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

(10) 評価結果の公表

運営事業者の選定後、評価結果及び評価委員会名簿を神奈川区ホームページにおいて公表します。

(11) プロポーザルの取扱い

ア 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。

イ 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

ウ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

エ プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

(12) プロポーザル手続における注意事項

ア プロポーザル関係書類の提出は、1者につき1案のみとします。

イ プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる必要があります。

ウ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

エ 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

オ 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。

カ 委託者は、委託業務概要に変更が生じる場合は速やかに周知するほか、委託業務内容に著しく影響がある場合は、プロポーザルをやり直すこととします。

6 選定後の流れについて

(1) 見積書の提出

運営事業者として選定された後は、契約締結のため、事業に係る経費の見積書を提出していただきます。金額については、区があらかじめ定める予定価格以下で契約額を決定します。なお、金額の決定に際し、見積書に記載の金額に当該金額の100分の10に相当する額（1円未満の端数は切り捨て）を加算するため、消費税及び地方消費税の課税事業者か免税事業者かを問わず、事業に係る経費としたい金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

(2) 契約の締結

決定した契約額に基づき、契約書を策定して締結します。評価の有効期間は本委託事業の契約締結日から令和10年3月31日までとしますが、契約については年度ごとに契約するもので、複数年度の継続を約束するものではありません。毎年度、事業の評価を行い、その結果が良好であると認められれば原則として委託契約を更新しますが、評価結果によっては評価の有効期間中でも委託契約を更新しないことがあります。なお、令和5年度の契約期間は令和6年3月31日までです。

また、運営期間中に次の事項に該当し、運営事業者として適当でないと本市が判断した場合には、年度途中であっても委託契約の解消や管理運営の停止を命じることがあります。

- ア ラウンジの管理運営にあたり、本市との連携及び協力の姿勢がみられないとき
- イ 委託契約において重大な違反があり、それにより契約を継続することが困難なとき
- ウ その他運営事業者として適当でないと本市が認めるとき

(3) 開設準備

ラウンジを開設するまでの期間には、必要な保守契約の締結、物品の購入、スタッフの確保、広報の準備及び必要な研修の実施等を行っていただきます。

物品の購入に関しては、本市が作成した「ラウンジレイアウト案（別添）」及び仕様書別紙の「施設備品リスト（別添）」を参考にして、事業実施に必要とされるものを調達してください。なお、「施設備品リスト」に記載のある物品の調達は委託者が行うものとします。ただし、令和6年度以降については、原則として運営事業者が調達するものとします。

(4) 経費について

本市は、委託料として運営事業者に以下の経費を支払います。実際の委託料は、事業者選定の後、見積書を徴収し、本市の定める予定価格以下の金額にて決定します。

令和5年度の委託料は、原則として支払を前金払（3回払）とし、令和6年度以降は前金払（12回払予定）とします。

ア 物品購入費

ラウンジの開設にあたり、必要となる設備や物品を購入するための予算です。令和5年度のみ支払うもので、上限は200万円（消費税及び地方消費税を含む。）の予定です。

イ 人件費

令和5年度の人件費の上限は412.5万円（消費税及び地方消費税を含む。）の予定です。

ウ 事務・管理費

令和5年度の事務・管理費の上限は75万円（消費税及び地方消費税を含む。）の予定です（現時点の業務内容の予定額であり、変更することもあります。）。

事務・管理費の内訳は以下を想定しています。

(ア) 事務費（通信運搬費、消耗品費、備品購入費等）

(イ) 管理費（水道光熱費、清掃費、保守点検費等）

エ 事業費

令和5年度の事業費の上限は75万円（消費税及び地方消費税を含む。）の予定です（現時点の業務内容の予定額であり、変更することもあります。）。

なお、事業費とはラウンジが行う自主企画事業の実施に伴う経費です。

7 別添資料

- (1) 神奈川区多文化共生ラウンジ 開設準備・管理運営委託仕様書【別添資料1】
- (2) 参加意向申出書【別添資料2-1】
 - ア 欠格事項に該当しないことの宣誓書【別添資料2-2】
 - イ 一般競争入札有資格者名簿への登載見込みについて【別添資料2-3】
 - ウ 実施予定地見学会の時間帯について【別添資料2-4】
- (3) 質問票【別添資料3】
- (4) 提案書様式（様式1～14）【別添資料4】
- (5) 辞退届【別添資料5】
- (6) 提案書評価基準【別添資料6】
- (7) ラウンジレイアウト案【別添資料7】

8 問合せ先

神奈川区役所地域振興課青少年・スポーツ等担当：宮本、佐井

〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8

T E L : 045-411-7092 F A X : 045-323-2502

Eメール：kg-chishin@city.yokohama.jp